

大阪府周産期医療及び小児医療協議会
部会設置・運営要綱

（通則）

第1条 大阪府周産期医療及び小児医療協議会（以下「協議会」という。）の部会の設置及び所掌、部会の決議、会議等については、大阪府周産期医療及び小児医療協議会規則（平成24年大阪府規則第186号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（部会の設置）

第2条 協議会に次に掲げる部会を置く。

- 一 周産期医療体制検討部会
- 二 小児医療体制検討部会

2 協議会は、特別の事項を調査審議するため緊急又は臨時に必要があるときは、前項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

（組織）

第3条 部会は、規則第6条第2項の規定により、会長が指名する委員及び専門委員（以下「委員等」という。）で組織する。

- 2 前条に定める各部会の委員等は、10名以下とする。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、規則第6条第3項の規定により会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員等のうちから、部会長があらかじめ指名する委員等がその職務を代理する。
- 5 部会長が必要と認めるときは、部会の委員等以外の者をオブザーバーとして部会に参加させ、意見を聴くことができる。

（所掌）

第4条 第2条第1項第1号に掲げる部会は次の事項について審議し、協議会に対し意見及び報告を行う。

- 一 医療計画（周産期医療）の策定に関する事項
- 二 周産期医療体制に係る調査分析に関する事項
- 三 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに関する事項
- 四 母体及び新生児の搬送及び受入れ、母体や新生児の死亡や重篤な症例に関する事項
- 五 その他、特に検討を要する事例や周産期医療体制の整備に関し、部会長が必要と認める事項

2 第2条第1項第2号に掲げる部会は次の事項について審議し、協議会に対し意見及び報

告を行う。

- 一 医療計画（小児医療）の策定に関する事項
- 二 小児医療体制に係る調査分析に関する事項
- 三 その他、特に検討を要する事例や小児医療体制の整備に関し、部会長が必要と認める事項

（部会の会議）

第5条 部会は、部会長が召集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、これに属する委員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定について、部会長は、緊急の必要があり部会を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由により部会を招集することができない場合は、議事の概要を記載した書面を各委員等に回付又は持ち回りし、賛否を問い、部会の会議に代えることができる。
- 5 部会の会議は、原則公開とする。ただし、会議において大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39条）第8条又は第9条の規定に該当する情報に関し審議する場合及び会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合は非公開とする。

第5条の2 部会長が必要と認めるときは、委員等は、ウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

- 2 ウェブ会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該ウェブ会議システムを利用する委員等は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
- 3 ウェブ会議システムによる出席は、静寂な個室その他これに類する施設又は部会長があらかじめ指定した施設で行わなければならない。
- 4 会議の公開に関する指針により、会議が非公開で行われる場合は、委員等以外の者に視聴させてはならない。

（部会の決議）

第6条 部会長は、部会における審議状況及び審議結果を速やかに協議会に報告する。

- 2 前項の報告を踏まえ、会長が同意した場合は、規則第6条第5項の定めるところにより、当該部会の決議をもって協議会の決議とする。
- 3 前項の規定により、協議会の決議とすることができた部会の決議については、当該部会の部会長が速やかに協議会に報告する。

（報酬及び費用弁償）

第7条 部会の委員等の報酬及び費用弁償の支給方法は、協議会の委員等の例による。

2 オブザーバーの報酬及び費用弁償の支給方法は、協議会の委員等の例による。ただし、地方公共団体に属する職員である者に対しては支給しない。

（庶務）

第8条 部会の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。